

綾瀬市下水道事業公営企業会計移行検討委員会作業部会設置要綱

(設置)

第1条 綾瀬市下水道事業公営企業会計移行検討委員会設置要綱第6条に基づき、綾瀬市下水道事業地方公営企業会計移行検討委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 下水道事業の地方公営企業法の適用に関すること。
- (2) 下水道事業の地方公営企業法適用後の運営等に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 作業部会の部会員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 作業部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、下水道課管理担当総括者をもって充てる。
- 4 部会長は、必要に応じて委員以外の者に作業部会の参加を求めることができる。

(部会長の職務)

第4条 部会長は、作業部会を総括する。

- 2 部会長に事故あるときは、綾瀬市下水道事業公営企業会計移行検討委員会（以下「委員会」という。）の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 作業部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は必要に応じて部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 作業部会は、所掌事務について必要な調査や意見交換を行い、意見調整の上、委員会に報告する。

- 2 部会長又は部会員は、前項の報告を行うに当たり、必要に応じて委員会に出席し、説明することができる。委員会の委員長からの求めがあったときは、委員会に出席して意見を述べ、又は報告の内容に関して説明しなければならない。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営等に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月10日より施行する。

別表（第3条関係）

部会員
企画課政策経営担当総括者
財政課財政担当総括者
文書法務課文書法制・統計担当総括者
情報システム課情報システム担当総括者
職員課人事研修担当総括者
職員課給与厚生担当総括者
管財契約課契約検査担当総括者
下水道課管理担当総括者
会計課会計担当総括者
監査事務局監査担当総括者